

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職種・職の概要	<p>こども発達支援センター指導員</p> <p>子育て支援施策として、心身の発達に心配のある乳幼児とその保護者を対象に子どもの健やかな発育や子育ての不安軽減を支援する目的、保育教育施設での子どもへの支援をさらに充実する目的で設置する職であり、利用者支援・相談業務を通して保護者への支援、通所教室などの運営、保育施設での協働事業、また地域子育て支援機能の充実を図り子どもの健全育成を促進する目的で併設の地域子育て支援センターの運営を担います。</p>
募集人数	パートタイム（日々雇用）：2人程度
申込受付期間	令和8年1月28日（水）午前8時30分から 令和8年2月4日（水）午後5時15分まで
業務内容	三次市こども発達支援センターにおける親子通所教室の運営補助、教材作成、併設の地域子育て支援センターの運営補助ほか
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <p>1 令和8年4月1日以降に日々雇用登録可能である人 2 保育課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人 3 次のいずれかに該当する人 　・保育士資格を有する人 　・幼稚園教諭、小学校教諭の免許状を有する人</p> <p>〔※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。〕</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>
受験手続	<p>1 提出書類</p> <p>(1) <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</p> <p>(2) <u>自己アピールシート【指定様式】</u> 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。</p> <p>(3) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを添付してください。</p> <p>(4) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛先（郵便番号、住所及び氏名）を明記し、<u>110円分の切手</u>を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。</p> <p>2 提出方法・期限</p> <p>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</p> <p>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（こども発達支援センター指導員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込</p>

	受付期間内必着)。 ※提出された書類等はお返しません。	
受験票の交付	受験票は、申込時に提出された返信用封筒により、令和8年2月9日(月)までに送付する予定です。令和8年2月12日(木)までに届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。	
試験	日 時	令和8年2月14日(土)
	場 所	三次市役所6階会議室(三次市十日市中二丁目8番1号)
	方 法	面接試験(個人ごとの面接による口述試験、約10分)
	携 行 品	受験票
審査・合格～登録	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	令和8年2月27日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任 用	繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員(又は当該職の職員)が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、保育課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	登録期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市こども発達支援センター(併設の地域子育て支援センターを含みます)
	勤務時間	1日につき7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分までの間で、保育課から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	なし
	休 暇 制 度	なし
	給料・報酬	(福祉職給料表1-18号給)日額10,974円 (時間単位で勤務する場合:1,416円)
	手 当 制 度	時間外勤務報酬、通勤手当相当費用弁償ほか
	福 利 厚 生	災害補償
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-0025 三次市栗屋町949番地2(栗屋西自治交流センター内) 三次市子育て支援部保育課こども発達支援係 TEL 0824-62-2776 FAX 0824-62-2776 または 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号	

<一般公募用日々雇用>

	三次市子育て支援部保育課（市役所東館2階） TEL 0824-62-6147 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の 8：30～17：15（祝日を除く）
--	---

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。